

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第276号

令和4年1月25日火曜日 第276号

◇ 目 次 ◇
告 示

自衛官候補生の採用試験		(総務管理	課)17
指定自立支援医療機関の指定		(健康増進	課)17
クリーニング業法による研修の指定		(薬務衛生	課)18
クリーニング業法による講習の指定		(")18
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件)		(経営支援	課)18
保安林予定森林にする旨の通知解除予定保安林にする旨の通知		(森林整備	課)19
解除予定保安林にする旨の通知		(")19
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生			
指定居宅サービス事業の廃止	(東予地	方局地域福祉	課)20
土地改良区役員の就退任の届出			
道路の供用開始(県道新居浜別子山線)	(東·	予地方局管理:	課)20
道路の区域変更(県道宇和島城辺線)	(南·	予地方局管理:	課)20
道路の供用開始((")20
道路の供用開始(県道高茂岬船越線)	(南予地方局	愛南土木事務	所)21
道路の区域変更(県道鳥井喜木津線)			
道路の供用開始(一般国道 378 号)			
指定医師の所在地の変更	(福祉総	合支援センタ	-)21

告 示

○愛媛県告示第52号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和4年1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試験場の位置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
筆記試験、作文、適性検査、口述試験及び身体検査 令和4年2月5日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
筆記試験、作文及び適性検査 (WEB試験) 令和4年2月1日(火)0時 から令和4年2月4日(金) 15時の間で任意の時間 口述試験及び身体検査につい ては令和4年2月5日(土)	任意の場所 口述試験及び身体検査については松 山市南梅本町乙115番地	任意の場所 口述試験及び身体検査については陸 上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第53号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

名	称 所 在 地				P		担当しようとする	指定年月日			
10	小小	171	111	1E	氏名又は名称	主たる事務	所の所在地	代表者	の氏名	医療の種類	相处千万口
医療法人 科医院	口羽外科胃腸	宇和島市 7 - 1	津島町	高田丙54	口羽正知	宇和島市津原7 - 1	島町高田丙54	口羽	正 知	精神通院医療	令和4年 1月1日
ハッピー薬	獎局 味酒店	松山市味地 四国階	酒町ー ガス第	丁目3番2ビル1	株式会社ハッピーファー マシー	松山市東垣生	上町497番地	代表取紹新 野	形役 和 幸	精神通院医療(薬 局)	令和4年 1月1日

ゆりあ調剤薬局 谷町店	松山市谷町甲64番地 6	有限会社ゆりあ	松山市久万ノ台560番 2	代表取締役 權 田 明 徳	精神通院医療(薬 局)	令和4年 1月1日
コスモス薬局 東温店	東温市野田2丁目104 - 1	株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第 一福岡ビルS館4階	代表取締役 横 山 英 昭	精神通院医療(薬 局)	令和4年 1月1日

○愛媛県告示第54号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の 規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための 研修を指定した。

令和4年1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 研修の名称

クリーニング師研修

2 主催者

東京都港区新橋六丁目8番2号

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

理事長 田中 秀樹

3 通信制で行う研修の受付期間

令和4年1月25日(火)から令和4年2月7日(月)まで

4 受講料

5 000円

○愛媛県告示第55号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3の規定により、次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

令和4年1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 講習の名称

クリーニング業務従事者講習

2 主催者

東京都港区新橋六丁目8番2号

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

理事長 田中 秀樹

3 通信制で行う講習の受付期間

令和4年1月25日(火)から令和4年2月7日(月)まで

4 受講料

4 500円

○愛媛県告示第56号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変更前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届出年月日
エースワン宇和島店	宇和島市寄松字聖神 甲206番地 外	大規模小売店舗を設置する者 の住所及び代表者の氏名	大木坑木有限会社 代表取締役 森田 孝雄 ほか2者	大木坑木有限会社 代表取締役 松雪 佳広 ほか2者	令和3年 12月24日 ほか	令和4年 1月12日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の住所及び代表者 の氏名	株式会社エースワン 高知県高知市南御座 11 - 7 代表取締役 中山 土志延	株式会社エースワン 高知県高知市薊野南 町28番12号 代表取締役 中山 太陽	平成28年 5月16日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商 工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第57号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において

準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変更前	変 更 後	変更する 年 月 日	届 出年月日
エースワン宇和島店	宇和島市寄松字聖神甲206番地 外	大規模小売店舗において小売 業を行う者の開店時刻	午前9時	午前7時	令和4年 1月13日	令和4年 1月12日
		来客が駐車場を利用すること ができる時間帯	午前8時30分から午 後10時30分まで	午前 6 時30分から午 後10時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商 工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第58号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法 (昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和4年1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

西予市宇和町明間1107から1109まで、1112、1113の1、1113の

- 2 、 1494 、 1500 、 1501
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇和町明間1107から1109まで・1112・1113の1・1113の2・ 1500・1501(以上8筆について、次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第59号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和4年1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所 上浮穴郡久万高原町二名乙1844の10、乙1853の2(以上2筆国 たけ)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

○愛媛県告示第60号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の 規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112 条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の 2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号) 第25条の規定により告示する。

令和4年1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

(南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内)

瀬戸加入区

○愛媛県告示第61号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年1月25日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

指定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指	定	居	宅	Ħ	– Ľ	ス	事	業	所	廃止年月日	サービスの種類
名称又は氏名	名				称	所		在		地	展业平月口	リーに入り作業が
社会福祉法人 陽成会	デイサー ら	-ビス	リーフ	ガーテ	゛ンあさく	愛媛県	今治市草	月倉下乙	102番 2		令和 3 年12月31日	通所介護
株式会社絆	ヘルパー	-ステ-	-ション	′ 絆		愛媛県	西条市中	中西404番	針 1		令和 3 年12月31日	訪問介護

○愛媛県告示第62号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、新居浜市岸之下土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年1月25日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

退任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	松木	敏 幸	新居浜市萩生1234	

○愛媛県告示第63号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	顛	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	Ě	新居	浜別子	山線	新居浜市別子山							令和 4 年 1 月25日

○愛媛県告示第64号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷地の員	延長	備考
県		宇和島城辺線	宇和島市津島町岩渕237番 2 から		田	メートル 33~200	キロメートル 0.164	
乐	坦	于 们 园	同町岩渕丁5番3地先まで		新	5 0~22 6	0 .164	

○愛媛県告示第65号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	宇和	印島城辺	卫線	宇和島市津島町同町岩渕乙56番	-	をとから					令和4年1月25日

○愛媛県告示第66号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和4年1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の和	重類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	高力	变岬船 赴	戍線	南宇和郡愛南町 同町樽見181番		2から					令和 4 年 1 月25日

○愛媛県告示第67号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和4年1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町大江字芋尻335番地 2 地先から 同町大江字芋尻362番地 1 地先まで	旧	メートル 3 3~10 A	キロメートル 0 .178	
県 道 	与开音 小净脉	西宇和郡伊方町大江字芋尻335番地 2 から 同町大江字芋尻362番地 1 まで	新	5 4~34 6	0 .178	

○愛媛県告示第68号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和4年1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日	
一般国道		378号		八幡浜市真網代 同市真網代乙12							令和4年1月25日	

○愛媛県告示第69号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。 令和4年1月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

	医師氏名			旧	IB P		在 地 新 所		所	在地				- 変 更				
医		病院又は診療所の名称				同左所在地			病院又は診療所の名称			同左所在地				年月日		
宮	﨑		始	伊	予	病	院	伊予市八倉	906番地!	5	一般財団法人病院	人積善会·	十全総合	新居浜市	北新	町1番5号	4 1	⊋和3年 2月1日
荒	井	政	森	一般財団法人積善会十全総合 病院			新居浜市北新町1番5号			西の土居あらいクリニック			新居浜市西の土居町一丁目 8 番 5 号			3 4	⊋和3年 9月1日	

令和 4 年 1 月25日 発行 21